

第8 災害復旧

I 施設災害復旧

1 公共土木施設災害復旧事業

災害復旧事業とは、災害に因って必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することを目的とするものである。

また、災害とは、暴風、こう水、高潮、地震、豪雨、風浪、降雪、低温、融雪、なだれ、地すべり、火山噴火その他異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

災害復旧事業は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき実施される事業であり、地方公共団体の財政力に適応するように国の負担が定められている。

この国庫負担の対象となる施設は、法令（河川法、海岸法、砂防法、森林法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、道路法、港湾法、漁港法、下水道法、及び都市公園法等）の規定によって、地方公共団体又はその機関の維持管理に属する施設のうち、政令で定める公共土木施設である。

(1) 対象施設

- ①河 川：河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止めその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。ただし、砂防法第3条ノ2の規定によって同法が準用される天然の河岸を除く。
- ②海 岸：国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設
- ③砂 防 設 備：砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条ノ2の規定によって同法が準用される天然の河岸
- ④林地 荒 廃 防 止 施 設：山林砂防施設（立木を除く。）又は海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）
- ⑤地 す べ り 防 止 施 設：地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設
- ⑥急傾斜地崩壊防止施設：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
- ⑦道 路：道路法第2条第1項に規定する道路（道路の附属物については、主務大臣の指定するものに限る。）
- ⑧港 湾：港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋立護岸若しくは港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設又は同法第55条の3の2第1項に規定する港湾広域防災施設
- ⑨漁 港：漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
- ⑩下 水 道：下水道法第2条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水道
- ⑪公 園：都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するものを除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第2条第二号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの

(2) 採択の範囲等

- ① 河川にあっては警戒水位（警戒水位の定めがない場合は河岸高（低水位から天端までの高さをいう。）の5割程度の水位）以上の出水により発生した災害。
ただし、河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適当な場合における当該警戒水位未満の出水により発生した災害又は比較的長期間にわたる融雪出水等により発生した災害を含む。
- ② 河川以外の公共土木施設にあっては、最大24時間雨量80mm以上の降雨により発生した災害。
ただし、最大24時間雨量80mm未満の降雨により発生した災害であっても、時間雨量等が特に大である場合（時間雨量が20mm程度以上）を含む。
- ③ 最大風速（10分間平均風速の最大）15m以上の風により発生した災害。
- ④ 暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪（うねりを含む。）又は津波により発生した災害で、被災の程度が比較的軽微と認められないもの。
- ⑤ 地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害にあっては、地すべりが発生した区域のうち、被災前の地すべり防止施設により一定のブロックが概成している場合における災害。

(3) 災害復旧の定義

災害復旧とは、災害に因って必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設を含む。以下同じ）ことを目的とするものをいう。

また、災害に因って必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代わるべき必要な施設をすることを目的とするものをいう。

(4) 適用除外

- ① 一箇所の工事の費用が、指定都市にあっては120万円に満たないもの
- ② 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの
- ③ 維持工事とみるべきもの
- ④ 明らかに、設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- ⑤ 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- ⑥ 河川、港湾及び漁港の埋そくに係るもの
ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く
- ⑦ 天然の河岸及び海岸の失壊に係るもの
ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く
- ⑧ 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの
- ⑨ 直高1m未満の小堤、幅員2m未満の道路、その他主務大臣の定める小規模な施設に係るもの

(5) 復旧期間

原則として災害を受けた年度から3年以内に復旧する。

2 改良復旧事業

改良復旧事業は、全額を災害復旧費で行う一定災と災害復旧費（単災）に改良費を加えて改良復旧を行う災害復旧助成事業、災害関連事業及び特定小川災害関連環境再生事業並びに改良費で再度災害防止の措置を講じる河川等災害特定関連事業、河川災害関連特別対策事業がある。

(1) 一定災

一定災とは、一定計画による災害復旧事業をいい、極めて激甚な被災地において、被災していない区間を含めて、一定区間を一定計画によって、全額災害費で改良復旧することができる。

(採択基準) (要綱三・二・ト、方針三・四)

- ① 被害が広範囲にわたっていること。
- ② 被害状況が激甚であること。

(2) 河川等災害関連事業（関連）

河川等災害関連事業とは、災害復旧事業（補助率2/3以上）に改良事業費（補助率1/2）を加えて行う改良事業である。再度災害防止のため一定計画に基づくものや局部的な改良等、一定計画によらない改良復旧も実施可能である。

(採択基準)

- ① 総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が原則として5割以下のものであり、かつ、一箇所の災害関連工事費が2400万円以上であること。
- ② 一級・二級河川、都道府県・指定都市管理の海岸は一定計画に基づくもので、改良工事費が6億円以内であること。
- ③ 原則として他の改良計画がないこと。
- ④ 災害関連事業費によって得られる効果が大であること。

(3) 河川（海岸）災害復旧助成事業（助成）

河川（海岸）災害復旧助成事業河川とは、河川、海岸において大規模な災害を受けた場合に災害復旧事業費（補助率2/3以上）に改良事業費（補助率1/2）を加えて行う改良復旧事業である。

(採択基準)

- ① 被害激甚であって災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できないこと。
- ② 一級・二級河川、都道府県・指定都市管理の海岸が被災していること。
- ③ 総工事費のうち助成工事費の占める割合が原則として5割以下のものであって、助成工事費が6億円を超えること。
- ④ 助成事業費によって得られる効果が大であること。
- ⑤ 上下流（前後）に悪影響を与えないもの

※原則災害費：助成費＝1：1であるが、特に被害激甚であり、経済効果が著しく大きくなる場合などは総工事費のうち助成分の割合が5割を越える場合でも採択可となる場合がある。

(4) 河川等災害特定関連事業（特関）

河川等災害特定関連事業とは、河川、砂防、道路において「単災」の被災原因となった障害物を除去又は是正する事業である。

(採択基準)

- ① 他の改良計画のないもので、かつ事業によって得られる効果が大であること。
- ② 関連する災害復旧事業が前年に採択されたものであって、当該災害の発生した年の翌年の4月1日の属する会計年度において採択するもので、当該災害復旧事業箇所との距離が概ね300m以内（堰、橋梁等の工作物の改築等に関わる事業にあっては概ね450m以内）であること。
- ③ 工事費は、原則として災害復旧事業の工事費を超えないものとし、概ね900万円～4500万円未満（堰、橋梁等の工作物の改築等に係る事業について一連の効果を発揮させるため必要がある場合にあっては7000万円未満）であること。

(5) 河川等災害関連特別対策事業（災特）

河川等災害関連特別対策事業とは、河川、砂防において「関連」、「助成」による改良の際に、その上下流で流下能力の確保に支障となる箇所を是正する事業である。

(採択基準)

- ① この事業の上下流において災害復旧助成事業又は災害関連事業が採択されること。
- ② 実施箇所は、助成事業又は関連事業による改良復旧効果の確保に支障となる箇所、この改良復旧事業箇所との距離が概ね200m以内であること。
- ③ 原則として他の改良計画のないものであって、事業によって得られる効果が大きいこと。
- ④ この事業の工事費は、原則として助成事業又は関連事業の親災害の工事費を越えないものとし、概ね1600万円以上1億円未満であること。
- ⑤ 関連する助成事業又は関連事業と同年度に採択すること。

(6) 特定小川災害関連環境再生事業（小川関連）

特定小川災害関連環境再生事業とは、小規模な河川において、災害復旧事業費（補助率2/3以上）に改良事業費（補助率1/2）を加えて河川の環境機能の改良を図る事業である。

(採択基準)

- ① 川幅が30m未満の河川であって市街地もしくは市街地周辺部を流下する河川又は現況流下能力が概ね100 m³/s以下の河川であること。
- ② 次の地域条件のいずれかが該当すること。
 - ・市街地もしくは市街地周辺部または付近に学校・公園・病院等の公共施設もしくは史跡・歴史的記念物が存在する地域。
 - ・自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける地域。
 - ・被災施設付近の河川区間において、絶滅の恐れのある野生動植物の種等の貴重な動植物の生息・生育が確認される地域。
- ③ 関連する災害復旧事業の工事費以内であること。

3 農地・農業用施設等災害復旧事業

農地、農業用施設等の災害復旧事業は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」によって農林水産業の維持を図り、併せてその経営の安定に寄与することを目的として、その事業費の一部を国が補助することが定められている。

(1) 対象施設

- ① 農地：「耕作の目的に供される土地」をいい、公簿上の地図によって区分するものでなく、現に肥培管理を行なっているもの及び耕作しようとするれば直ちに農地として使用できる休耕地等を対象とする。（構造改善局所管）
- ② 農業用施設：「農地の利用または保全上必要な公共施設」であって、ため池、頭首工、用排水路、揚水機、堤防等のかんがい排水施設、農業用道路、橋梁及び農地保全施設をいう。（構造改善局所管）
- ③ 林業用施設：「林地の利用または保全上必要な公共施設」であって、林地荒廃防止施設（国庫負担法適用を除く。）及び林道をいう。（林野庁所管）
- ④ 漁港施設：漁業の根拠地となる水域及び陸域内にある水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、けい留施設、水域施設をいう。（水産庁所管）
- ⑤ 共同利用施設：農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会または水産漁業協同組合の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及び農林水産業者の共同利用に供する農林水産物倉庫、農林水産業用生産資材倉庫、農林水産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、養殖施設、農機具修理施設、漁船修理施設、通信施設、発電施設、配電施設、充電施設、製氷冷凍冷蔵施設、給水施設、給油施設、木材流送施設、装蹄施設、家畜診療施設をいう。（大臣官房所管）

(2) 対象災害

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害

(3) 復旧内容

災害復旧とは、被災した農地等を原形に復旧することをいうが、次の場合も含む。

- ① 原形に復旧することが不可能な場合、被災農地等の従前の効用を復旧するための施設をすること。
- ② 原形に復旧することが著しく困難または不適当な場合、これに代わるべき必要な施設をすること。また、1ヵ所の工事は、40万円以上のものに限られている。

(4) 適用除外

- ① 経済効果の小さいもの
- ② 維持工事と見るべきもの
- ③ 明らかに設計の不備または工事の施工の粗漏りに起因して生じたと認められるもの
- ④ 甚だしく維持管理の業務を怠ったことに起因して生じたものと認められるもの
- ⑤ 災害復旧事業以外の事業の施工中に生じたもの
- ⑥ 土砂流入による農地の災害復旧事業で、土砂の粒径が1mm以下の場合、流入土砂の平均厚さが2cm未満のもの。土砂の粒径が0.25mm以下の場合、流入土砂の平均厚さが5cm未満のもの

- ⑦ 耕土流失による農地の災害復旧事業で、流失耕土の平均厚さが10%未満のもの
- ⑧ 災害により搬出不能となった用薪材の量が550 m³に満たない林道その他農地等のうち主務大臣の定める小規模な施設に係るもの

(5) 復旧期間

原則として3ヵ年

4 農業用施設等災害関連事業

災害復旧事業のみでは、将来復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合に、復旧施設またはこれに関連する施設を改良するため災害復旧事業と併せて行なう事業である。

(1) 対象

農業用施設、林道、農業集落排水施設

(2) 採択基準

- ア 当該関連事業における工事費が200万円以上で、かつ併せて施行する災害復旧事業費の工事費を超えないこと。
- イ 当該施設について他の改良計画がないこと。
- ウ 事業効果が大きいこと。

(3) 復旧進度

3ヵ年以内

5 林地荒廃復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法と農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく施設災害復旧事業以外に林地荒廃の復旧・整備事業がある。

(1) 林地崩壊防止事業

激甚法により指定された災害により発生または拡大した林地の崩壊で次の場合

- ① 2戸以上の民家または公共施設に直接被害を与える恐れのあるもの
- ② 1箇所の事業費が200万円以上のもの
- ③ 同一市町村で1月1日から12月31日までに決定された当該事業費の総額が300万円または前年度の標準税収入額の10%以上のもので、復旧期間は3年以内

(2) 林地災害復旧事業

国庫補助の対象とならない荒廃地及び治山施設等の災害復旧工事等であって、公共の利益の保護、林業生産基盤の確保及び民生安定の見地から必要と認められるもののうち、次の場合1箇所の工事費が10万円以上であって、次の各号の1に該当するもの

- ① 1級河川、2級河川の上流地域に存し、下流一帯に被害を与えると認められるもの
- ② その他の河川または地区で、次の各号の1に該当するもの
 - ア 市街地、集落の保護
 - イ 主要公共施設(学校、官公署、病院、鉄道、道路等)の保護
 - ウ 耕地、ため池、用排水施設の保護
 - エ 国庫補助事業に関連して行う工事
 - オ その他知事が必要と認めるもの

(3) 災害関連山地災害危険地区対策事業

山地災害危険地区における降雨等により発生した荒廃山地等で、次期降雨等による荒廃の拡大または土砂の流出等により人家、公共施設等に被害を与える恐れがある箇所につき、再度災害の防止と林地の保全上必要な施設の設置等を公共土木施設等の災害復旧事業等と平行して緊急に復旧・整備する必要のあるもののうち、次の各号の1に該当するもの

- ① 重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要のあるもの
- ② 公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもので、次の各号の1に該当するもの
 - ア 鉄道、道路法の適用を受ける道路、または利用区域面積500ha以上の林道に被害を与えると認められるもの
 - イ 官公署、学校または病院等の公共の用に供する建物に被害を与えると認められるもの
 - ウ その他重要な公共施設に被害を与えると認められるもの
 - エ 人家5戸以上に被害を与えると認められるもの
- ③ その年の1月1日から12月31日までの間に係る事業費が1市町村当たり400万円以上とする

6 治山施設災害関連事業

暫定法の規定を受ける林地荒廃防止施設災害復旧事業の施行のみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、災害復旧事業と合併して行う当該被災施設またはこれを含めた一連の施設の改良事業である。

(1) 対象：林地荒廃防止施設

(2) 採択基準：全体工事費のうち災害関連工事費の占める割合が原則として5割以下、かつ、災害関連事業の工事費が800万円以上であること。

(3) 復旧期間：3年以内

7 森林災害復旧事業

7-1 激甚災害の指定を受けた災害により被災した森林の復旧のため森林災害復旧事業がある。

(1) 適用地域

激甚災害による森林被害額が1,500万円以上で、かつ要復旧面積が90ha以上で、農林水産大臣が告示する市町村（激甚災害が暴風雨による場合：森林被害額が4,500万円以上、かつ要復旧面積が40ha以上の市町村）

(2) 事業実施主体

都道府県，市町村，森林組合等

(3) 事業の種類と実施期間

- ア 被害木等の伐採及び搬出(被害木等の整理)・・・・・・・・災害発生年度及びこれに続く3ヵ年度以内
- イ 被害木等の伐採跡地における造林(跡地造林)・・・・・・・・災害発生年度及びこれに続く4ヵ年度以内
- ウ 倒木した造林木の起こし(倒木起こし)・・・・・・・・災害発生年度及び翌年度内
- エ 作業路の開設・・・・・・・・当該事業の実施期間内

(4) 事業実施区域

激甚災害を受けた人工林の区域のうち、概ね5ha以上

7-2 気象災，病虫害害等により被災した人工林について，その復旧のための造林補助事業がある。

(1) 事業規模

1 施工地0.1ha以上，かつ1事業主体が本事業により施工した面積が0.5ha以上

(2) 事業区分

① 指定被害地造林

適用地域：次のア，イのいずれかの要件を満たす市町村内の気象災等による人工造林被害跡地で行う人工造林及び倒木起こしで，林野庁長官の指定したもの

ア 気象災等による被害が数都道府県にまたがり，当該気象災等による森林被害額が500万円以上であり，かつ被害回復面積が30ha以上である市町村

イ 気象災等による森林被害額が3,000万以上であり，かつ被害回復面積が150ha以上である市町村

② 被害地造林

適用地域：特に制限はない。ただし，指定被害地造林に該当するものを除く。

8 公立学校施設災害復旧事業

学校教育の円滑な実施を確保することを目的とし，「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」によって，国の負担する割合等が定められている。

(1) 対象施設

公立学校(小学校，中学校，高等学校，大学，高等専門学校，盲学校，ろう学校，養護学校及び幼稚園)の教育のために使用されているもの。

① 建物

学校教育の用に供するために建築または改造した校舎，屋内運動場，寄宿舎をいい，これらに付属する電力，給排水，ガス等の付帯設備も含まれる。

② 建物以外の工作物

土地に固着した工作物のうち建物以外のものをいい，自転車置場，野球のバックネット等である。

③ 土地

学校教育の用に供されている建物敷地，グラウンド及び実験実習地等の土地をいい，これらに附随する擁壁，排水路，張り芝等の土地造成施設も含む。

④ 設備

教材，教具，工具等をいい，机，椅子，ピアノ，図書等である。

(2) 対象災害

暴風，洪水，高潮，地震，大火その他異常な現象により生ずる災害

(3) 復旧内容

災害復旧とは，被災施設を原形に復旧することをいうが，次の場合も含む。

- ① 原形に復旧することが不可能な場合，被災施設の従前の効果を復旧するための施設をすること。
- ② 原形に復旧することが著しく困難であるかまたは不適當である場合にその施設に代わるべき施設をすること。

(4) 適用除外

- ① 1つの学校ごとに，建物，工作物，土地及び設備の各施設ごとに被害額が市の設置したもので30万円に達しない小規模なもの
- ② 明らかに設計の不備または工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの
- ③ 著しく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるもの

(5) 復旧期間

原則として1ヵ年(当該年)

9 私立学校施設災害復旧事業

学校教育法第1条に規定する私立学校(各種学校は対象にならない。)の建物、工作物、土地及び設備が、激甚災害を受けた場合に、その復旧事業費について1/2以内の国庫補助がなされる。

補助対象：対象となる学校は、児童1人当たりの被害額が250円以上のもので、かつ復旧所要工事費が1校当たり次表の額以上のもの

区 分	金 額
幼稚園	20万円
盲学校, ろう学校, 養護学校	30万円
小学校, 中学校	50万円
高等学校	70万円
短期大学	80万円
大 学	100万円

(注) 1 対象となる経費は、災害の復旧に要する工事費と事務費であり、復旧内容、適用除外については、公立学校施設災害復旧事業とおおむね同じである。

2 日本私学振興財団において、私立学校に対して災害復旧資金の融資を行う。

10 その他文教施設の災害復旧事業

(1) 文化財災害復旧事業

文化財等の所有者または管理団体等が行う災害復旧工事、保存修理、防災施設、火除地設定、消防道路設置などについては、その事業費に対し国などの補助が得られる。

① 国宝重要文化財等保存整備費補助金

文化財保護法による重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、名称、天然記念物、重要伝統的建造物群の災害復旧等に対し、事業費の最高85%の国庫補助がなされる。

② 文化財保護費等補助金

岡山県文化財保護条例による文化財等(県指定文化財)の災害復旧等に対し、事業費の1/2以内(補助事業者が市町村の場合は1/3以内)の県費補助がなされる。

③ 岡山市指定文化財

岡山市文化財保護条例による文化財等(市指定文化財)の災害復旧等に対し、事業費の最高80%の市の補助がなされる。

(2) 公立学校、教職員住宅の災害復旧事業

公立学校の校長、教員、職員のための住宅、宿舍であって、現に校地内に所在するもの及び機能的に同一校地内とみられる位置にあるもので、教育上、学校管理上の理由により引き続き原位置に存置する必要があるものの災害復旧事業について、公立学校施設の災害復旧事業に準じて国庫補助がなされる。

11 社会福祉施設災害復旧事業

社会福祉施設の災害復旧事業を円滑に実施するため、国は予算の範囲内で補助する。

社会福祉施設災害復旧費国庫負担(補助)の協議について (H16. 3.12 社援発第0312020号)

総理府及び厚生省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の一部改正について

(H13. 1. 5 会発第7号 厚生省大臣官房会計課長通知)

(1) 対象施設

- ① 保 護 施 設：救護施設、更生施設、宿所提供施設、授産施設
- ② 老 人 福 祉 施 設：特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人デイサービス施設、老人短期入所施設、老人介護支援センター
- ③ 身体障害者更生授産施設：身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、視覚障害者情報提供施設、身体障害者福祉ホーム
- ④ 婦 人 保 護 施 設：婦人保護施設、婦人相談所
- ⑤ 知的障害者援護施設：知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム
- ⑥ 児 童 福 祉 施 設：助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
- ⑦ 母 子 福 祉 施 設：母子福祉センター、母子休養ホーム
- ⑧ 母 子 保 健 施 設：母子健康センター
- その他の社会福祉施設等
社会事業授産施設、隣保館、生活館、盲人ホーム、地域福祉センター、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、へき地保健福祉館、在宅複合型施設、市町村障害者生活支援センター、知的障害者福祉工場、児童相談所、一時保護所、在宅知的障害者デイサービスセンター、職員養成施設、心身障害児総合通園センター、へき地保育所、重症心身障害児通園事業施設

(2) 適用除外

- ① 1つの施設の災害復旧事業費が80万円(保育所については40万円)に満たないものは除外される。
- ② 明らかに設計の不備または工事施工の粗漏に基因して生じたと認められる災害に係るもの
- ③ 著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- ④ 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの
 - ・被災した建物、建物以外の工作物または設備と同種のものに余裕があるもの
 - ・当該年度に整備計画のあるもの
 - ・建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの
- ⑤ 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないものまたは業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの
- ⑥ 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認ができないもの
- ⑦ 1品目の復旧額が13,000円未満の社会福祉施設等の整備。

12 水道施設災害復旧事業

水道施設が、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により災害を受けた場合は、国は水道事業または水道用水供給事業に対して予算の範囲内で補助を行う。

上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について (H24.1.27 厚生労働事務次官通知)

(1) 対象施設

水道事業のための施設であって取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設に係る建物、建物以外の工作物、土地、土地造成施設及び設備

(2) 適用除外

被害を受けた上水道施設(給水人口が5,000人を超えるもの)並びに簡易水道施設(101人以上5,000人以下)及び飲料水供給施設(50人以上100人以下)を原形に復旧する事業(原型に復旧することが著しく困難な場合、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。)並びに応急的施設を設置する事業であって次に掲げるものを除外する。

- ① 復旧費の額が次に掲げる限度額または当該事業による現在給水人口に130円(簡易水道については110円)を乗じて得た額以下の場合

区分	上水道事業または水道用水供給事業	簡易水道事業
市	190万円	100万円

- ② 明らかに設計の不備または工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- ③ 著しく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- ④ 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの

13 保健衛生施設等災害復旧事業

(1) 感染症予防事業

災害その他により感染症流行のおそれがある場合に、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第28条に基づいて、知事が市町村長に行わせるそ族、昆虫などの駆除のために行う薬材散布(清潔保持のための薬材散布または廃棄物処理を行う災害廃棄物処理事業と区別される。)

(2) 保健衛生施設等災害復旧事業

対象施設：地方公共団体が設置したもの(国民健康保健団体連合会、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会等を含む。)で、次に掲げる施設の災害復旧事業、保健衛生施設、原爆医療等施設、精神衛生施設、食肉衛生検査施設、公的医療期間施設、へき地診療所施設、保健師等養成所施設、理学療法士等養成所施設、看護師共同利用保育施設

14 環境衛生施設等災害復旧事業

(1) 災害廃棄物処理事業

ア 対象事業

- ① 市町村等が災害のために実施した廃棄物の収集運搬及び処分に係る事業
- ② 特に必要と認められた仮設便所、集団避難所より排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの

イ 対象経費

- ① 労務賃
- ② 自動車、船舶、機械器具の借上料、燃料費
- ③ 機械器具の修繕費
- ④ し尿、ごみの処分に必要な薬品費
- ⑤ 処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費
- ⑥ 自動車購入費については、1日当たりの借上相当額に使用日数を乗じて得た額

ウ 適用除外

事業費が40万円未満のものは除外される。

(2) 環境衛生施設等災害復旧事業

ア 対象施設

地方公共団体が設置したもので、次に掲げる施設の災害復旧事業

- ① 廃棄物処理施設
し尿処理施設、地域し尿処理施設、生活排水処理施設、ごみ処理施設
- ② 火葬場
- ③ と畜場

イ 適用除外

1 施設の復旧事業費が次表に掲げる限度未満のもの

施設名	限度額	施設名	限度額
し尿処理施設	} 150万円	火葬場	} 60万円
地域し尿処理施設			
生活排水処理施設			
ごみ処理施設			

その他の適用除外事項は「11 社会福祉施設災害復旧事業」の場合と同じである。

総理府及び厚生省所管補助施設災害復旧費実地調査要領について (59. 9. 7 厚生省大臣官房会計課長通知)

15 公営住宅災害復旧事業 (既設公営住宅)

災害により公営住宅または共同施設が被災した場合、公営住宅法に基づき国が補助するよう定められている。

なお、災害の態様によって国は予算の範囲内で補助をすることができるとの規定とされている。

(1) 対象施設

① 公営住宅

公営住宅法により地方公共団体が国の補助を受けて建設、買い取りまたは借上げを行い、低額所得者に賃貸または転貸するための住宅及び附帯施設

② 共同施設

児童遊園、共同浴場、集会所、管理事務所等

(2) 対象災害

一般にいう災害。ただし、火災の場合は、地震による火災に限る。

(3) 復旧内容

(1)の施設で滅失や破損したものの建設、補修またはこれらを建設するために必要な土地を宅地として復旧するための土地の造成

16 都市災害復旧事業

都市計画法による都市計画区域内における都市施設で、地方公共団体が維持管理するものが災害をうけ、または市街地が堆積土砂による災害を受けた場合、特に法令による規定はないが、その災害復旧事業、堆積土砂排除事業に対して、国は予算の範囲内で補助を行う。

都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について (37. 8. 14 建設省都市局長通達)

(1) 対象施設

① 街路

都市計画法により決定された施設である道路及び土地区画整理事業により築造された道路で、道路法第 18 条第 2 項の規定による道路供用の開始の告示がなされていないもの

② 公園等

公園(自然公園法に規定する自然公園を除く。)、広場、緑地、運動場、墓園

③ 下水道

④ 都市排水施設

排水路、排水機、樋門及びその附属施設

(2) 適用除外

① 施設ごとの工事費が 10 万円に満たないもの

② 施工効果が著しく小さいもの

③ 維持工事とみるべきもの

④ 明らかに設計の不備、施工の粗漏、維持管理の不良などに起因したと認められるもの

⑤ 災害復旧事業以外の施設整備の事業の工事施行中に生じたもの

17 激甚災害に関する助成措置

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律では、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ当該災害による地方財政の負担を緩和し、または被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合は、当該災害を政令で激甚災害として指定し、一般災害に比して各種の事業に国庫補助のかさ上げを行い、また、金融面において特別な優遇措置を講ずることとしている。

II 資金確保

各種災害融資制度は、次のようなものである。

1 農業関係災害融資制度

(1) 被害農家の経営資金－天災資金(農協)

天災に因る被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法(以下「天災融資法」という。)に基づく天災により、農作物等の減収量が平年収量の30%以上で、かつ減収による損失額が、その農家の平年の農業総収入額の10%以上であるとき。

(2) 農地等の災害

ア 農業基盤整備資金(日本政策金融公庫)

農地、牧野の保全またはその利用上必要な施設の復旧

(3) 被災施設の復旧

ア 主務大臣指定施設資金(公庫)

被害を受けた農業関係施設(農・畜舎、サイロ、貯蔵庫、農機具等)の復旧、補修

イ 共同利用施設資金(公庫)

農業倉庫その他の共同利用施設の災害復旧

2 林業関係災害融資制度

林業関係災害融資として、被害林業者の経営に関して天災資金、施設関係災害復旧については、林道災害復旧資金、共同利用施設資金、主務大臣指定施設資金が森林組合若しくは公庫から融資されるが、その借入条件は概ね農業関係と同じである。

3 漁業関係災害融資制度

漁業関係災害融資として、被害漁業者の経営に関しては天災資金、施設関係災害復旧については、漁港資金、漁船資金、共同利用施設資金、主務大臣指定施設資金が漁協若しくは公庫から融資されるが、その借入条件等は概ね農業関係と同じである。

4 中小企業関係災害融資制度

中小企業者が災害を受けた場合、政府関係中小企業金融機関としての日本政策金融公庫、商工組合中央公庫は、貸付限度額、貸付期間の延長、据置期間の延長等について実情に応じて緩和措置をとるとともに手続の迅速化を図ることとなっている。

		日本政策金融公庫 (中小企業事業)	日本政策金融公庫 (国民生活事業)	商工組合中央公庫	
貸付限度		別枠 直接 1億5,000万円 代理 7,500万円	各融資制度の限度額に以下の金額を上乗せ 直接 3,000万円 代理 1,500万円	一般限度 直接組合 200億円 構成員 20億円 (貸付期間 10年以内)	
貸付期間 (原則)	運転	10年以内	各融資制度の貸付期間内	組合	10年以内
	設備	10年以内	各融資制度の貸付期間内	構成	10年以内
措置期間 (原則)	運転	2年以内	各融資制度の措置期間内	組合	15年以内
	設備	2年以内	各融資制度の措置期間内	構成	15年以内
手続		弾力的な取扱	弾力的な取扱	調査の簡素化	
迅速化		一般に優先取扱			
貸付利率		通常 金融機関所定の利率 災害融資			

直接～公庫等による直接貸付をいう。

代理～公庫等から市中金融機関へ業務委託した場合に行われる代理貸付をいう。

5 個人に対する救済制度

(1) 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付

低所得者に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更正するために必要な資金を貸し付けるものである。

貸付限度額 150万円以内

利 率 年 3 %

据置期間 貸付の日から1年以内(当該災害の状況に応じて2年以内)

償還期限 据置期間経過後7年以内

貸付機関 岡山県社会福祉協議会(窓口は岡山市社会福祉協議会)

(2) 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によってその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建する事が困難なものに対し、支援金が支給される。